

2017年(平成29年)3月15日 水曜日

兼職した従業員の懲戒処分

目的や態様考慮し判断

Q 当社の従業員が無断でアルバイトをしています。就業規則には兼職禁止規定がありますが、懲戒処分は、どのような基準で判断するのでしょうか。



A 労働時間以外の時間もどのように利用するかは労働者の自由で、兼職は原則自由と考えられています。しかし、労働時間外も会社には困難にするもの②兼職が企業秩序を著しく乱すが企業秩序を著しく乱すものーかを基準に判断され

規定を設けて制約することができます。ただ、無制限に制約できるわけではなく、労働者の自由を不当に制約しない範囲において兼職禁止規定の適用が有効と考えられています。

具体的には、①兼職が会社での労働を不能または困難にするもの②兼職が企業秩序を著しく乱す

と判断されました。タクシードライバーが新聞販売店の業務に従事した事案では、新聞販売店での業務が始業時刻前の2時間で、月収6万円の時期は兼職禁止規定に違反していました。これは①の勤務との重複・隣接、企業イメージを損なうもの△期間(継続的な雇用関係かアルバイトなど)などが考慮されます。

判例では、建設会社の事務員がキャバレーで勤務した事案について、キャバレーでの勤務時間が1日6時間で深夜に及ぶことを重視して懲戒を有効と判断しました。これは②の企業秩序の観点から判断したものといえま

す。

(弁護士 松田健太郎)